

平成 29 年度 第 2 回 市民参加推進会議（会議録概要）

開催日時	平成 29 年 9 月 27 日（水）午前 10 時 00 分から 12 時 50 分まで
開催場所	市役所本庁舎 3 階 会議室 301
出席者	三浦永司会長、宮本智美副会長、小口進一委員、石田精一郎委員、金子龍治委員、徳本悟委員、中川幸子委員
欠席者	手塚崇子委員、市川温子委員
事務局	市民活動支援課 豊田課長、松岡主査、新井主事
傍聴者	0 名
議 題	1. 市民参加について（小口委員による講話） 2. 市民参加対象事業の評価について 3. 模擬評価
資 料	【資料 1】 市民参加（小口委員 講話レジュメ） 【資料 2】 議題 2 市民参加対象事業に評価について 【資料 3】 市民参加評価チェック項目 【資料 4】 市民参加の総合的評価 評価基準 【模擬評価資料 1－1】 平成 27 年度市民参加実施状況調査票 （白井市第 5 次総合計画策定） 【模擬評価資料 1－2】 平成 27 年度市民参加実施状況調査票 （西白井地区コミュニティ施設建設事業） 【模擬評価資料 2】 模擬評価シート（白井市第 5 次総合計画 西白井地区コミュニティ施設建設事業） 【模擬評価資料 3】 模擬評価付表（白井市第 5 次総合計画策定） 【模擬評価資料 4】 広報しろいまとめ

（会議趣旨）

- 第 2 回市民参加推進会議を開催し、市民参加対象の評価から答申の提出までの流れと評価方法について、過去の事業を対象に、模擬評価を行った。
- 新たに委嘱された委員がいること、今期から評価基準の一部を見直したことから、今回の会議で評価方法の説明と模擬評価を行った。
- 会議終了後、事務局から各委員に「平成 28 年度市民参加実施状況調査票」及び「評価シート付表（計算表）」を送付し、各委員は、送付された資料をもとに評価したうえで、評価結果を事務局に返送し、その結果をもとに次回会議から委員間の議論によって、評価することを決定した。

（会議内容）

1. 開会
 2. 会長あいさつ
- 皆様のご協力で、会議時間を予定通り終わらせたいと思っております。
- 石田委員の自己紹介：前回欠席の石田委員から自己紹介があった。

3. 議題

議題1 市民参加について（小口委員による講話）

資料1「市民参加（小口委員 講話レジュメ）」をもとに小口委員に講話いただいた

【講話趣旨】

- 白井市の62,000人の人口は行政活動、市民活動をやるのには、ちょうどいい人口である一方、面積が35km²と広く、その面ではお金もかかる。
- 白井の特徴としては財政力指数0.89、公債費比率6.6、財政力指数8.9と財政状況が極めてよく、とりわけ職員一人あたりの市民受け持ち数が163人と非常に効率的な行政を行っている。

1. 市民参加のはじまり

- 市民参加の始まりは、1960年代の環境問題に関する市民活動の勃発があり、それと並行するように自治体の中で市民参加が出てきた。市民参加は全国の先進自治体によって制度開発され、横浜市の飛鳥田市長が始めた1万人集会が起点と言われている。
- 今日では市民の意向を市政に反映する手法として市民参加が定着しているが、人口減少につれ、地域活性化を巡り市民の英知の結集手法として市民参加によるまちづくりが重要なキーワードとなる。

2. 市政における市民参加の位置づけ

- 市民参加とは議会制民主主義の行使の基礎を位置づけており、これからの政策づくりは、市民参加・職員参加を経て市長が議会に議案を提出し、議会が決定するというシステムになっていく。
- 従来は担当課が原案を作ったものを市長が議会に提案していたが、最近では市民の意向や職員の英知の結集を行うため市民参加や庁内で議論する職員参加・職務参加を車の両輪として使いながら政策をつくっている。

3. 市民参加の理論

- 1971年に東洋経済新報社から『市民参加』という本が出版され、今日の市民参加の普及に影響を与えた。松下圭一法政大学名誉教授が編著され、上記の職員参加の著書も同氏が行っている。

4. 市民参加の形態

- 市民参加には審議会やワークショップ、パブリックコメントなどの形態が多くあるが、最近多くなってきたのは直接市長に手紙を出すといった市長への手紙や市民集会である。

5. 自治体における市民参加

- 1971年の長期総合計画で武蔵野市が行ったのが初めてであるといわれている。その後武蔵野市では緑化市民委員会やゴミ問題など多くの市民参加が行われた。広域自治体では1968年の東京都の中期計画において市民参加が初めて行われてきている。

6. 市民参加の必要条件

- 市民参加は情報無くして参加なしと言われ、情報の整理と公開が市民参加の運営に欠かせないものとなっている。
- 必要となる情報として一つ目は地域生活環境指標がある。これは学校や保育園、下水道

管やガス管などの情報を地図に落としこんで一覧化したもので、武蔵野市では市民参加の議論をするときに市全域および地域内での比較資料として活用されている。

2つめは政策情報である。議論に必要な条例や法律、財務情報などの公開が必要であり、特に必要なのは経常収支比率や財政力指数、さらには公債比率といった財務情報である。白井市の財政がどのような状態にあるかを市民に公開していく必要がある。

そして3つ目には政治争点情報である。議会の議事録などから白井市の地域でどのような問題があるか整理することで地域の実情が分かる。

最後には農業センサスや商業統計などの各種統計を議論に必要なものを整理する。この4点を市民に公開すれば市民参加はデータに基づく議論になってくる。

7. 市民参加の課題

- 市民参加は多くの市民の参加が必要だが、参加する市民がいつも同じであったり、働く市民が参加しづらいのが課題となっている。そのため一人の市民に偏らない制度の創設や土日に会議を開催するなどといった工夫が必要となってくる。
また職員の理解も必要であり、職員参加で今どういう問題で市民が議論しているかを庁内に知らせることが必要である。
繰り返すが市民参加の重要事項は、情報の整理と公開である。情報を整理しありのままを市民に公開することで市民参加も職員参加も適切な議論ができていくのではないかと考える。

委員の主な意見

- [D委員]市民参加の形態で行政側の枠組みだけでなく請願や陳情といった個人が自発的にやったものもあるがそれが市の行政に反映したら市民参加になるのか。
⇒[B委員]市民参加は行政がベースで設置し、市民の意見を吸収するもので、請願や陳情は市民参加ではなく市民活動のひとつと捉えるべきである。
⇒[D委員]市民参加の目的の一つに市民参加を経て施策に反映させるとあるが、視点を変えると市が何を行っているかを知ってもらう目的もあるのではないかと。
⇒[B委員]ゴミの問題やコミュニティセンターをこの地域に作るといったときに集会を開き、皆さんの意見を計画に反映させることはあるがそれと市民活動は違います。市民参加は行政で、市民活動や市民運動は市民の自由行動である。
- [会長]議会と市民参加の関係について、議員は市民から選ばれておりそれは市民参加の最たるものと考えているが、それとの関係はどう理解しているか。
⇒[B委員]議会は市民に選ばれているため、市民に選ばれた人が最終的に決定する。
これが議会制民主主義である。その議会にかける案をつくる前段階に市民参加でいろいろな英知を集結してできた議案を議会に挙げるということである。
- [C委員]職員参加とは上司や部下といった関係を取り払って平場の議論がされているということか。
⇒[B委員]そういうことである。政策を考える際に関係課の職員を集め議論し、庁内の意見をまとめる。それを行いながら市民参加も実施する。
⇒[C委員]職員は定期的に異動するので、日頃から庁内で平場の議論がされるようになっていけば政策立案もよりスムーズに行くのではないかと。

- [C委員]今後少子高齢化が進む中で財政力指数は今後悪くなるのではないかと。
⇒[B委員]ご指摘の通りで20年ぐらいすると白井も一般会計予算の市民税が少なくなる。そのため、保育料や交付手数料など見直せるものは見直す努力が必要である。

議題2 市民参加対象事業の評価について

資料2、3、4にそって事務局より説明

【説明要旨】

- 市民参加推進会議は市が行った市民参加に関する基礎的な事項を調査審議する審議会であり、その評価や提言事項をまとめたうえで、毎年市長に答申を提出している。
評価はコメントによる評価と評価点数による評価（終了評価のみ）の2つにより実施しており、終了評価については点数で市民参加の良・不良を判定する。
- 答申書の作成までの流れは、担当課より作成された市民参加対象事業の調査票をもとに委員が評価し、それぞれが評価したものをまとめ審議会でも審議する。会議の中で調査票だけではわからない点を職員ヒアリングするなどして、審議会の評価として統一を図り、提言事項と共に答申書案を策定する。
- 市民参加対象事業の評価は評価シートと評価シート付表により実施する。初めに実施した市民参加の事業を評価基準に沿って実施した市民参加の点数により評価する。評価基準は「市民参加条例が求める基準」と「市民参加推進会議が求める望ましい水準」の2つに分かれており、「市民参加推進会議が求める望ましい水準」のほうがより具体的な基準となっている。
点数により評価する項目は①事業における市民参加の評価と②実施した市民参加の評価の2つに分かれ、前者は事業全体を通しての評価、後者は市民参加の手法ごとの評価を行っている。
- 評価シートでは評価シート付表で採点したものを転記し、併せて評価したうえで気になった点や疑問に思った点をコメントとして記載する。また、全体的な事業の総括として総合的な評価コメントを記入し、点数とコメントで評価を行う。
また、中間評価については点数による評価は行わず、代わりにこれまでに行った若しくは次年度以降に行う市民参加の手法についてコメント評価を充実して評価する。

質疑事項

- [C委員]スケジュールの中でいくと第3回会議までに6事業の評価を終わらせないといけないということか。
⇒[事務局 (K)]その通りである。また、第4回では残りの6事業を実施した後、職員ヒアリング2事業を行う予定である。
⇒[副会長]その評価は個々の意見ではなく、統一した意見ということになるのか。
⇒[事務局(K)]まずはじめに評価するのは個人のコメントである。その後会議内の議論を経て市民参加推進会議の統一の意見として答申書に盛り込む。
⇒[C委員]評価する期間はどれくらいを予定しているのか。
⇒[事務局(K)]2週間以上は期間を取り評価いただく予定である。
- [D委員]点数の基準について大まかな目安はあるか。

- ⇒[事務局(K)]基本的には概ねできていれば2点、半分くらいであれば1点、足りていなければ0点と基準に沿って採点いただきたい。
- ⇒[C委員]資料4の基準の中の市民参加条例が求める基準についてとあるが、審議会に複数の公募枠を設けているかということについて、複数の公募枠をいれると条文に入っているのか。
- ⇒[会長]資料4では基準と水準については、基準については市民参加条例の逐条解説の趣旨を盛り込んでおり、水準については具体的に我々が評価する物差しを指しているものであると理解している。
- [B委員]公募枠については人数の基準は明記していないのか。

⇒[事務局(K)]人数は各審議会において委員の構成が異なっているため、条例で人数は記載していない。調査票では各審議会に何人公募枠がいるかは明記している。

⇒[B委員]点数をつけるには基準をはっきりとさせた方がいいのではないかな。

⇒[会長]参考資料1－1の調査票では15人の審議会に5人の公募委員がいる。基準では公募枠を設けているか、水準では全体に対する公募委員の割合の基準が明記されている。その中で15人のうちの5名の30%の割合をどう評価するかを皆さんが評価していただく。

⇒[事務局(K)]評価は委員の皆様が普段の生活の中から感じているもので評価していただければと思う。
 - [B委員]市民参加の評価点数については内容の有無はとにかく実施すればただけ点数が高く評価されるようになっている。

⇒[会長]B委員の疑問は常にあり、内容は別にして実施した市民参加の数で評点が大きく変わることがある。ただし、上限を15点としているので調整はしているのではないかな。

⇒[E委員]一方でアリバイ作りのために市民参加をやっているケースもあり、その様な場合には条例の基準がクリアしていてもそのままの点数をつける気分にはなれない。

⇒[事務局(K)]評価では採点をした中で疑問に思ったことをコメント評価できるため、コメントをまとめたものは答申となってくる。
 - [C委員]庁内組織として監査委員事務局がある。市民参加条例という「条例」に沿って仕事が行われているか否かということは、その部署が行う業務監査の対象であるはず。推進会議はその結果を踏まえて行えばよいのではないかな。

⇒[事務局(K)]監査委員会は主に会計検査を行っている。
 - [C委員]実際に評価をする中で基準を明確にしないと主観的な評価が多くなり、委員で点数にばらつきが出てしまうのではないかな。

⇒[B委員]回数と人数のチェックは事務局で採点し、委員はヒアリングへのコメントや意見を出すようにすればよいのではないかな。

⇒[会長]個人の主観が出る部分があるものもある。例えば公募枠の話では、当該審議会の公募枠は30%が適正か50%かで評価が異なってくる。

⇒[C委員]望ましい水準については異論はないが、条例基準の話になると、条例に沿って市政が行われているかどうかの話になるので客観的な基準も必要ではないかな。

⇒[B 委員] 条例に沿ってやりながら点数が低いと担当課の職員から批判があるかもしれない。そうであるならば基準をきちんと定めておく必要があるのではないかな。

⇒[事務局(K)] 例えば審議会では、公募枠を担当課の任意で決めている。その公募枠の設定が統一の尺度ではなく、市民感覚で見たときに市民の方の意見をより反映させているのかどうかをこの会議の統一の意見として議論している。そのため、実際の資料を見た中でその審議会が適切かどうかを適宜評価していただいている。

⇒[D 委員] 要約すると審議会の中の公募委員数はその事業を実施する行政ニーズによって何人がいいかを判断して実施しているが、基準のほうでは点数がつくが水準では市民感覚から外れるものは低い評価をするということになる。

- [B 委員] 回数を多くこなした場合には点数が高く、項目が少ないところは点数が低いというが、内容の話をしないのであれば図る尺度を統一しなければ委員の主観だけで評価しては危険ではないかな。

⇒[事務局(K)] これは実際に市が行った担当事業が市民目線や条例目線で実施されているかどうかを判断する中で例えば審議会の公募委員数は担当課の判断で決めており、その内容が市民目線から見てどうであるのかを判断するものである。その中で重要な会議であれば50%は必要であるなど、委員の皆さんからの意見を集約してそれが実質的な評価につながっていく部分でもある。

⇒[D 委員] しかし、条例どおりにやっているのになぜ点数を下げるのか担当課から聞かれた場合どう説明をつけるのか。

⇒[E 委員] 初めて委員になった時に評価基準を見て同じ評価であれば同じ点数がつくのではないかなと思ったが、現実には自分の評価基準で判断している部分があった。そのため基準に基づいて評価するのはほとんど難しい。それは望ましい評価基準で市民感覚を要する審議会か技術的・専門的な審議会かを判断するのは難しいからである。それぞれの委員で判断するにもこの計画がどういうものなのかを調べると、何時間あっても足りない。そのため、一度テストでやってみて皆さんが感覚を含めて点数がずれることから、なぜずれたのかを議論していきながら修正してはいかがか。

⇒[B 委員] 採点を個人の判断でやる前にヒアリングを最初に実施してはいかがか。

⇒[事務局(K)] これまで個人の尺度で採点されてきた中で実際に市民参加にて直ってきている部分はある。例えば会議録を複数の箇所を設置するであったり、市民参加における広報を広げたりする部分の中では市民目線の中の提言から修正して来たり、職員研修を通じて思いを伝えたりしてきた。

⇒[B 委員] 市民参加の内容については主管課の裁量であるから、条例通りにやっているのに評点にばらつきがあるのはやはり担当課から批判を受けるかもしれない。その前に基準は公開しておくなどきちんとしておいたほうが良い。

議題3 模擬評価について

模擬評価資料1-1、1-2、2、3、4にそって事務局より説明ののち、昨年度の対象事業の模擬評価を行った。

委員の主な意見

- [C委員]結果報告の取り扱いの中で1か月以内に会議録が公開されているかとあるが、調査票に記載されていないがどこを見ればよいか。
⇒[事務局(K)]調査票が昔のままであったので新しく評価していただくものについては分かりやすく付け加えさせていただく。
- [B委員]公募委員が男性4名で女性1人とあるが、募集が19名のうち男性が18名と多数を占めており、女性が優先して当選されていることがわかる。割合でいけば全員男性であってもおかしくないと考え場合と男女比を考える場合で判断が分かれる。また、図書館に会議録を配架するのが正しいのかどうかで意見が分かれることもあるからその辺りの整理をつけておいた方がいいのではないかと。
⇒[C委員]現役の人であれば図書館に行けば土日でも見られるので必要ではないかと。
⇒[事務局(K)]実際に会議録や結果公表の設置するコーナーは市民参加推進会議からの答申を受けて図書館に既に配置されており、それがきちんと実行されているかどうかを基準の中に埋め込んでいる。
- [C委員]評価する際に①総合評価を行うのか、②減点評価でいくのか、③(0ベースで)加点評価を行うのいずれか。
⇒[事務局(K)]評価基準の各項目の記載事項を満たせば加点する、加点評価である。
- [D委員]在来地区からの応募者がゼロであれば、当然同地区からの委員はいない。この場合、在来地区から委員を選出できなかった事の評価をどのように考えたらいいか。
⇒[事務局(K)]男女比や地域の割合では応募者に応じて適切かどうかの判断となるが、先ほどの質問では在来地区に対する広報が十分であったかどうかをコメントの中で記入していただき、統一した審議を行っていく。
⇒[B委員]主管課がその地区に行って要請しない限り公募では無理があるのではないかと。
⇒[会長]結論としては、申請主義であるため応募がいなければ委員には入らないが、事前に公募することをどれだけ広げてやってきたかが評価に入ることになる。
- [C委員]実際に事前に模擬評価を実施してみたが、評価で悩んだところがあり点数で評価する場合には決まった物差しがないと不安である。
⇒[会長]今後職員ヒアリングが予定されており、点数の変更が可能なので、まずは書類審査点数をつけてみてはいかがかと。
⇒[事務局(K)]例えば審議会の男女比においては、応募の選考については地域、性別、世代に偏りが生じないようにそれぞれの審議会で基準を設けて行うということが逐条解説に掲載しており、その中で実際の応募結果が審議会全体に対して男女比が偏ったり、公募された方に対して男女比が偏っていたりしているかどうかを個人で判断していただいてそれを評価の基準としていただければ次回意見交換した際に委員会として統一の意見が図られるのではないかと。

4. その他

- 次回会議は、10月27日(金)午後1時から 市役所本庁舎3階 会議室301で開催する。
- 評価資料は、事務局が内容を訂正のうえ、あらためて委員に送付をする。

- 委員は、送付された資料をもとに 10 月 13 日（金）までに評価し、評価結果を原則メールで事務局に送信する。
- 事務局は、評価結果を一覧化し、次回の会議資料として、10 月 20 日（金）までに送付する。

5. 閉会 三浦会長

- 会議の時間が超過したが、今後は時間内の終了を目標に会議を進めのでご協力いただきたい。
- わからないことがあれば事務局に、電話等をしていただきたい。

[第 2 回会議終了 午後 12 時 50 分]